

## 第 26 回 堺市地域公共交通会議

日 時 令和 2 年 10 月 2 日（金）15 時 00 分～17 時 00 分

場 所 フェニーチェ堺多目的室

出席者 波床正敏、谷内久美子、藤本和往、井田信雄、松平康一、田邊勝己、  
石井健章、橋本正義（欠席）、本田泰彦、前川直哉（代理）、小原和也、  
西川哲夫、田中耕司（欠席）、窪園伸一（以上 12 名、敬称略・名簿順）

### 配布資料

資料 1-1 堺市地域公共交通会議規約（案）

資料 1-2 堺市地域公共交通会議規約新旧対照表

資料 2 令和元年度 堺市地域公共交通会議決算

資料 3 令和 2 年度 堺市地域公共交通会議予算（変更案）

資料 4 乗合タクシー 次期契約に向けて

参考資料 堺市乗合タクシー運行ルート（令和元年 10 月更新）

堺市交通カバー状況（平成 31 年 3 月更新）

堺市バス路線マップ（令和 2 年 4 月更新）

### 議事録

#### (1) 役員を選任と規約の一部改正について

波床会長 それでは、議事次第に従いまして進めさせていただきます。議事（1）  
「役員を選任と規約の一部改正について」です。

まず、規約の一部改正について、事務局より説明をお願いします。

事務局(斉藤)資料 1-1、1-2 をご覧ください。

（資料説明）

波床会長 ただいま事務局より説明がございましたが、異議等ございませんか。

（異議なし）

波床会長 「規約の一部改正」を承認いたします。つづきまして、役員を選任についてです。昨年度 3 月末日まで堺市技監の内田委員が副会長を務めていただいておりますが、ただいま事務局より説明があったとおり、今年度 4 月 1 日の堺市役所の組織改正により技監の役職がなくなったということで、現在、副会長が欠けた状態となっております。規約第 6 条の規定により委員の互選により副会長を選任するとなっております。副会長を選任するにあたり皆様ご意見はございませんか。

谷内委員 役員については、会長に指名して頂くということでいかがでしょうか。

（異議なし）

波床会長 ただいまご提案を頂きまして直後に「異議なし」というお声を頂きましたので、異議がないという事で私から指名させていただきます。

副会長は、堺市局長の窪園委員にお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか皆様。

(異議なし)

波床会長 ご異議がないようですので、副会長は、窪園委員にお願いします。窪園委員は、副会長席に移動をお願いします。

(副会長着席)

窪園副会長 堺市建築都市局長の窪園です。今後ともよろしくお願ひいたします。

波床会長 ありがとうございます。続きまして、窪園委員は会計の役職についておられたため、今度は会計の役職が空席となることから、会計職を互選により選任したいと思います。選任するにあたりご意見はございませんか。

窪園副会長 会計についても、会長に指名して頂ければと思います。

波床会長 ただいま、副会長より提案を頂きましたがいかがでしょうか。

(異議なし)

波床会長 異議がないということで、私から指名させていただきます。会計は、堺市土木部長の西川委員にお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。

(異議なし)

波床会長 ありがとうございます。異議がないようですので、会計は堺市土木部長の西川委員をお願いします。

西川委員 よろしくお願ひいたします。

## (2) 令和元年度堺市地域公共交通会議決算について

波床会長 議事(2)「令和元年度堺市地域公共交通会議決算について」、詳細につきましては、事務局から説明をお願いします。

事務局(斉藤)資料2-1をご覧ください。

(資料説明)

事務局(斉藤)なお、資料1-2のとおり監事より、監査の結果適正であったことを報告いただいております。

波床会長 事務局より説明がありましたが、異議等ありませんでしょうか。

(異議なし)

波床会長 異議がないようですので、令和元年度決算を承認いたします。

## (3) 令和2年度堺市地域公共交通会議予算(変更)について

波床会長 次に、議事(3)「令和2年度堺市地域公共交通会議予算(変更)について」、事務局から説明をお願いします。

事務局(斉藤)資料3をご覧ください。

(資料説明)

波床会長 事務局より説明がありましたが、質問、異議等ありませんでしょうか。

(異議なし)

波床会長 異議がないようですので、令和2年度予算(変更)を承認いたします。

## (4) 乗合タクシー 次期契約に向けて

波床会長 議事(4)「乗合タクシー 次期契約に向けて」、詳細につきましては、事務

局から説明をお願いします。

事務局(斉藤)資料4とスクリーンをご覧ください。

(資料説明)

波床会長 ありがとうございます。それでは質問等議論にうつりたいと思いますが私が議長をやっている会議では1時間位たったところで休憩を入れることにしています。4時くらいになって丁度区切りがいいところで休憩をいれるつもりです。よろしく願いいたします。では、どなたでも結構です。手を挙げてご発言をお願いします。いかがでしょうか。

石井委員 石井健章と申します。よろしく願いいたします。乗合タクシーの次期契約に向けて、資料4について事前に事務局に送って頂いたものを、私としてチェックをして、質問をまとめてさせていただきたいと思いますのでよろしく願いいたします。

波床会長 たくさんあるようでしたら一項目ずつの方がいいかもしれません。

石井委員 どうですか一項目ずつがいいですか。結構あります。

波床会長 では、分けた方がいいです。たくさん言うと、事務局が途中で忘れます。わかりました。6ページの運行形態のところについて、これはあくまで今後のことということで検討して頂きたい。利用方法、運行形態の中での予約時における外国人の方が申込みする。外国人といいましてもインバウンドの方ではなく、堺市に在住されている外国人登録されている住民の方が申し込まれた時の、外国語での対応はどうなんでしょうか。という事が一つ。

それから同じページで、運賃のところでは障害者の方は大人150円、子供80円と書いているのですが、障害者手帳なりの公的な書類の掲示が必要かどうか。そのことが一つ。

もう一点としては、車いすの方の利用についてどのように考えているのかお聞きしたいという意見がございます。主旨としては、どなたでも利用ができるということになっておりますので、当然車いすの方も対象になるわけですが、ただ、今のセダン型の車両を使っておられるということが前提にありますので、車いすの場合、電動車いすは難しい。手動の車いすであっても収納の関係がありますので難しい。そういう時に電動車いすの利用者の方、あるいは収納が難しい車いすを利用されている方から申込があった場合に、次期契約の折に堺市としてどうされるのか、また、事業者さんの項目としてどうされるか。という事が一点と。

最後の一点は、24ページを見て頂きますと、市町村が運行を委託する場合の運行主体の選定方法についてなのですが、その中の項目の中での具体的な「運行の安全性」「利用者の利便性」「環境への配慮」「緊急時の対応」ということは国土交通省からの指針が出ておりますけれど、具体的には例えば感染症対策をどうされるのか。契約の折にタクシー事業者さんが感染症対策、コロナウイルスだけではなくて感染症対策をどのようにされるのか。あるいは、車内における緊急の救命救急講習の受講、それから車内の

感染症対策にかかる消毒、今鉄道会社さんでもされておられますけれども、車両の消毒はどうされるのか、その点を契約の項目の中に入れ込んで頂けたらありがたいなと思っております。以上です。

波床会長 ありがとうございます。4項目あるようです。それではお願いします。

事務局（山下）まず、外国人の方への対応ですけれども。誰でも利用できると書かせて頂いている、そういう外国人の方とか高齢者の方とかとかいう話だったかと思うのですけれども。誰でもというのは、我々として事前登録をせずに、堺市民の方以外でも利用できるという意味がまずあると。という中で、いろんな方が使えるという意味で使っております。乗合タクシーは、公共交通空白地域に需要がある方の利用を目的にしており、現状は外国人対応できるのかということになっていません。というのは、事業者によって対応できる事業者とできない事業者、タクシーとしては対応できるんですけれども、予約を受け付けるという意味では、あらゆる外国語に対応できるかということそれは難しいというのは聞いております。タクシーそのものでしたら携帯電話を使って外国語に翻訳したりそういう事も可能でそういう事を行っている事業者もある。今の事業者もやっているのですが、予約を受け付けるという意味では現状では難しいと聞いております。事業者によって対応できる事業者とできない事業者があると。現在の委託事業者に確認したところ、今まで外国人の方で予約するという事例は無かったと伺っております。次期契約の事業者選定の中では、提案内容の苦情・要望等の対応について答えることを盛り込んでおりますので、そういう状況等あった場合も、適切に対応していただきたいと考えています。

事務局（齊藤）2点目についてご説明します。障害者の方が割引を受ける際には証明書が必要になりますかという話なのですが、提示が必要になります。堺市乗合タクシーは完全予約制になっていますので、予約の際に障害者の証明書を使いますと事前に言って下さるとよりスムーズに支払いができると思っておりますので、そういう予約の仕方をして貰えたらなと思っております。

3つ目の車いす対応につきまして、現在委託をお願いしております大阪第一交通にこれまでの実績を踏まえてどういう状況ですかということを確認したのでご報告させていただきます。現在受託している大阪第一交通が所有しているジャパントクシーは10台と聞いています。現状としましては、車いすの方もご利用できますし、基本的には車いすを折りたたんでトランクに積んで乗車して頂いているのが現状です。直接車いすのまま乗車したいという方は今のところいらっしゃらないと聞いております。また、電動車いすの利用者については、これまでそういった事例がないと聞いておりました。メーカーの規定の中では、規定の範囲であれば、車いす、電動車いすにつきましては、積み込みが可能な範囲は乗車できると聞いております。

最後に業者の選定にあたって、新型コロナウイルス感染症対策とか、救急救命の内容とか、あと、感染症の際の消毒とかの内容を盛り込んだらどう

かな、という意見を頂きましたので、運用をちょっと、今後の業者選定の基準の方に反映できる範囲では反映したいと考えています。

事務局（休場） 一件補足という形ですが、確かに今回乗合タクシーは先ほど公共交通空白地域で移動の手段を確保するという第一の目的があります。その中でこれまで、運行してきた状況を踏まえながら、確かに今ご意見頂いた外国人の方への対応や車いすの対応、事故については当然のことながらコロナに対してどういった感染症対策があるかといったところですが。確かに、色々な事業者さんの状況もございます。そういった事も含めて先ほど事務局で申し上げたとおり、ここでお示しします提案に対して評価の中でやはり高齢者や障害者の利用者に対する配慮であるとか、コロナに対する感染対策の状況であるとか、というところの視点を盛り込んだ中で選定していきたいと考えております。

波床会長 波床会長 という返答でしたが、何かご発言ありますか。

石井委員 石井委員 概ねについては、このご説明頂いた内容でいくことは妥当ではないかと思いますが、これは堺市としてのことになると思いますが、選定された後で広報に出ますよね。広報に出た時に、こういう説明、あるいはこういう条件がありますよということを広報の中で市民の方に周知して頂くと。もちろん障害を持った方ご本人だけではなくて、ご家族も同伴されるケースもありますし、ご相談ということで問合せが有る場合もあるので、そういう事も事前に新たな契約を成立してこういうような実施をしますということで広報に出して頂いた折には、そういうことも合わせて広報に載せていただくと。こういう条件の車いすであれば乗せることができますよという条件の提示を場合によってはしてください。オペレーターの方が事前に申し込まれた時に言っていただく、そういう配慮が必要でないかと思うので、一度ご検討頂けたらありがたいです。

事務局（休場） 事務局（休場） ご指摘いただいた12ページの「誰でも利用可」という表現で色々今回のご意見を頂いたのではないかと考えています。確かに、「誰でも可」という範囲が明確ではございませんので、その辺の周知の仕方や誤解がない説明の仕方とか、どういった方法があるのかも含めて今後検討していきたいと思っておりますのでよろしくお願いたします。

波床会長 波床会長 ありがとうございます。予約の時に電話だけだと外国人の方が困るのではないかというのはごもっともなのですけれども、おそらく外国人以前に電話で意思を伝えられない方は結構いらっしゃるのでは、予約方法は最低限電話ということになっているかもしれませんけれども、それ以外の予約方法の提案というのは積極的に評価するというのはありだと思います。それから、障害者手帳を示す必要があるのかという質問に関しまして、確か、公共交通機関を障害者割引で乗る場合は、乗合タクシーでなくても示せと言われたらいつでも示さなければなりませんので、乗合タクシーという名前がついていますが、公共交通機関なので必要かと思っております。それから、車いす利用については、実証運行の時から議論がありまして、セダン型を使

う以上は、電動車いすは難しいな、という話になっているのですけれども、タクシーなのでたためるものは通常タクシーはたたんで載せているケースが多いので、はっきり書いていなくても載せられるよね、という議論はあったかと思います。それを明記すべきかというご意見はごもつともかと思えます。それと、コロナ対策等、救命講習等ですね。これも、必須条件を書くかどうかは議論の余地があるかもしれませんが、書いてきた場合には、積極的に評価するというのはあるかもしれません。おそらくこのご時世、書いてくる事業者さんは多いのではないかという気がします。他いかがでしょうか。

藤本委員 大阪バス協会藤本といいます、お世話になります。停留所の追加につきまして、今回空白地域以外で新設される場所があると思うんですが、先ほど説明で現状路線バスが重複していない、影響がないということだったのですが、これが将来的にこういうバス停が増えて、需要が増えていくことになれば、将来的には影響が出てくるのではないかと、思っているのですが、この辺の考え方についてお聞かせ願いたい。

波床会長 この手の議論は過去に何度もやりましたが、ODの片側が空白地になるというのが条件なので影響はありません。何度もこの議論をやっています。影響があるのであればその事業者で運行して下さいといつも言っていますけれども、ないという結論だったかと思えます。事務局どうお考えですか。ODの片側が空白地になっているというのが予約を受け付ける条件となっていますから、影響がもしあるならば、ODの両側が空白地以外にくるという前提でバス協会さんが指摘されておられるんじゃないかと思えます。かつてこの会議で何度もこの議論になっています。影響がないという結論だったと思えますけれどもいかがですか事務局。

事務局（休場）事務局の方でも、既存の公共交通の路線であるとか、バス事業に影響のないような形で選定をしたいということで取り組んでおりますので、今、会長が申し上げたとおり事務局としてもそういった考えです。

波床会長 他はいかがですか。

谷内委員 初めての会議です。一つ質問なのですが「おでかけ応援カード」の提示というのが運賃のところにあるのですが、「おでかけ応援カード」がどのようなものか、聞き漏らしてしまったみたいなので教えて頂きたいと思えます。あと、先ほどの誰でも乗れるようにというのは、できるだけ広げてというのは必要で大事なことかなと思っています。UDタクシーを10台導入されているところが運行しているということで、車いすだけでなくベビーカーの方ですとか、他の方も荷物が多い方とか、そういった方もすごく便利に使って頂けるかなと思えますので、そういう事業者の方が選定されるようでしたら、PRの時、そういう利用ができますというのをPRして頂いたらいいのではないかと思います。あと、やはり公共交通ですので、一つのこの乗合タクシーだけで終わるのではなく、シームレスのように他の乗り物と繋げることができるというのが理想的な形ではないかと思えます。

堺市のことダイヤのことも調べ切れていないのですが、そういったところで乗継がスムーズに実際できているのかどうかですとか、堺市は自転車のまちづくりをかなり推進されていると思いますので、そういった自転車との乗り継ぎがスムーズにできる形ですとか、そういった乗継ができる形になっていると思うのですが、そういったところも PR して頂いてはどうか、と思います。

波床会長 ありがとうございます。いくつかありましたけれども順番にお願いします。

事務局（山下）「おでかけ応援カード」ということでご質問あったのですが、「おでかけ応援カード」は「おでかけ応援制度」というもので運用しておりまして、堺市内の路線バスや阪堺電車、乗合タクシーも含まれているのですが、乗車・降車の一方が堺市内であればこのカードを、乗合タクシーの場合は掲示するのですが、バスとか阪堺電車では IC カードになっていまして、ピッとこう、乗車の時と降車の時にタッチして頂いて 100 円を支払っていただく。という形で堺市内の乗車降車について 100 円で乗れる。対象は 65 歳以上の堺市民の方でこのカードを申請して作って頂いたら、100 円で乗れるというのがおでかけ応援制度となっております、このカードが乗合タクシーでも使えるというふうになっております。

谷内委員 分かりにくい言い方で申し訳ありません。2つ目、3つ目も同じような事として、色々な方を対象とできるような事業者を高く評価して頂いて、それをきちんと市民に PR していただきたいということと、あと、シームレスの移動、乗り継ぎができるようその辺りも市民の方にきちんと伝えて頂きたいということです。

事務局（休場）シームレスに繋げるというのは、今回の乗合タクシーに関わることだけではなしに、堺市内の公共交通であるとか、今ご指摘頂いておりました自転車、堺市においては今レンタサイクルということで、誰でも自由に乗れるというような施策をしてございます。要はタクシーを使う人、自転車を使って移動する人、電車を使って移動する人、というのは当然でございます。自転車を乗ってきてバスとか電車とかタクシーに乗ろうという方もおられますので、そういったことから言うと乗合タクシーにつきましても、基本的には駅とか施設に行く所ですので結節点でどういうふうな乗り換えができるか、どういうしつらえがいいかというのは今後とも考えていかないといけないかなと思っています。

波床会長 ありがとうございます。多くの路線は駅発着になっているので電車については本数が多いのでそんなに心配はいらなんでしょうけれども、路線バスが市内の基幹交通になっていて、それと乗り継げるようなルートというのもありますので、そういうところでは路線バスとの乗り継ぎをこうやると便利ですよという案内をすると喜ばれるのではないかと思います。一時間たちました。そうしたら 16 時 10 分になったら再開しますので、その間に質問等考えておいてください。特になければ変更事項とか確認して、早々

に終わるのも一つの手です。後ほどのご議論をよろしく申し上げます。

【休憩】

波床会長 皆さんお揃いですね。では始めましょうか。会議を再開します。先ほどに引き続き、資料4に関しまして、事務局の内容等々へのご質問ご意見等ございましたらお願いします。いかがでしょうか。

本田委員 大阪運輸支局の本田と申します。資料の12ページの運行内容についてというところで、確認なんですけれども、次期運行内容は、全て継続で、停留所の追加だけは検討ということで。今日のこの会議で合意しましたということで、プロポーサルをかけられて新しい業者さんが決まると。その業者さんが申請をされるということで。今日の会議の合意をもってそこまでいくということになっていますので、逆に言うと、この継続というものと違うものが出てきたら、そこは協議が整っていませんよと、私共は申請を受け付けられないということになりますけれども、皆様ご理解して頂いているかなと思い、確認させて頂きました。そこらへんご説明頂ければと思います。

波床会長 事務局コメントありますか。

事務局（斉藤）今の質問なのですが、基本的には継続ということに関しましては、現行で許認可頂いている内容をそのまま継続する内容になっております。停留所の追加に関しましては、変更で認可を頂こうと思っております。

本田委員 プロポーザルで、仮の話で、今の業者さんがもう一回応募されて落札されたら特段、申請行為というのはいないんですね。停留所の変更の届出だけでいいんですけれども。違う業者さんが落札された場合、その場合は新たに乗合運行の申請をして頂きますので、その時に今日の地域公共交通会議で協議が整ったという証明書をつけて頂く必要があります。なので、今日のこの協議した内容と違うものが出てきたら、それは受け付けられないということになりますので、その時皆様ご理解頂ければなと思います。

事務局（休場）今のご指摘を踏まえて、今後、進めていきたいと思えます。

波床会長 ありがとうございます。たぶん、認可申請前の会議でしたら、こういう申請内容にしますよという案を審議するケースが多いので、それが無いので不安ということではないかと思えますけれども。変更箇所以外は、過去のものをそのまま踏襲するということですね。他はいかがでしょう。

石井委員 これは少し、次期の契約に関わることにはなっていないかもしれませんがよろしいでしょうか。今、セダン型の車両というのは製造が止まっているということをタクシーの運転士さんから何件か聞いておまして、いずれユニバーサルタクシーに代わっていく。背の高い、第一交通さんが10台持っておられるんですかね。実際は現状でもタクシーとして走っているのですが、今後も、実際何回かタクシーとして乗せて頂いたのですが、ベビーカー、車いす等の乗り降りの折にスロープを出すということは坂道を作るわけですね。そうすると、降りられる場所によってスロープが出しにくいところがあるということがあった。後方からの車両からすると、急に大きく



なるのでとても運転手さんとしてはタクシーとして怖い経験をされたということを聞いたことがございます。今般いずれユニバーサルタクシーに代わる前に、停留所の位置と待機できる場所の大きさを十分に確保しないとイケなくなる。かならず直面する時期がくる。第一交通さんのタクシーに乗った時に運転手さんからお聞きしたところでは、第一交通さんでは過去においては40万キロで代替えをして新しい車両に代えている。もちろんセダンタイプに代えているということだったのですが、セダンタイプは今では製造されていないということなので、これは堺市様に対してのことなのですが、乗合タクシーということで事業を継続されるのであれば、車両の変更に伴う停留所の位置の安全性の確保という心配があるという事が一点と、乗合タクシーという名称についてなのですが、今回コロナのことがありまして、3密を避けるように堺スタイルということで、堺市としても密を避けるというのを言われているところでありまして、印象として「乗合」というのは密になるのではないかと。という若干の不安が市民の方が持たれるのではないかとという若干の心配があります。いわゆる名称についても、愛称等を募集するなり、もう一つの検討して頂く価値はあるのではないかなと提案させていただきたいと思っております。

波床会長 ありがとうございます。まず、前半のお話でタクシー車両が今出ていますね。そういうふうにならなくていい話ですけどそれは、セダンタイプの範疇なんですか、それともセダンタイプではないんですか。私からの質問なのですけれども。セダンタイプだとするならば、別にセダンタイプではないことを議論する必要がないと思うんですけれども。

石井委員 スロープを降ろした時に…

波床会長 少し待ってください。

事務局(山下) 我々が考えているというこれはセダンタイプではなくてUDタクシーという事で、今後入ってくるタクシー。セダンというのはクラウンですとかそういうタイプのやつで、それ以外のトヨタの車ですとか、そういうのが整備されているのですけれども、旧式のクラウン、ああいういわゆるセダンというのではない。

波床会長 とすると、今度事業募集する時に今の状況を踏襲するとすると、確かセダンタイプとどこかに書いていましたね。車両はセダンタイプを使う事、とたぶん書いていたのではないかと思うのですが、そうすると、これ使えないですよ。使いたくても使えないですよ。

石井委員 6ページにあります。

波床会長 事務局がこれはセダンタイプではないということなんですけれども、事業者がこれを使いたいなと思っても使えなくなっちゃいますね。

事務局(山下) 使用車両というところで、仕様書なんですけれども読ませて頂きますと、「セダン型車両と同等以上のトランクスペースなどを有する乗客定員4名の乗車をベースとし」という書き方です。

波床会長 じゃあ、先ほどの写真で写していたのは提案される車両としては登用され

ると。

事務局（山下）同等以上です。

波床会長 同等以上。登用されるということです。もちろん提案があればということですが。それから、そういう車両が大々的に導入されると、停留所の位置が今のままで大丈夫かどうか不安だというご意見が出ているのですけれども、その辺はどうお考えでしょうか。もちろん今のお話は車いすを乗り降り、イメージ的に取り扱うという前提だと思うのですけれども。

石井委員 車いすとベビーカーです。

事務局（山下）そういった意見、そういったことも踏まえて、我々も停留所たくさんあるんですけれども、立ち上げ時に直営で設置していった経過もございますので、点検しながら対応していきたいと考えています。

波床会長 提案される車両とルートによっては停留所の位置の変更が後々生じる可能性は否定できない。

事務局（山下）そうですね。今のお話の中ではそう考えております。

波床会長 ということのようです。ご発言どうぞ。

石井委員 先ほどご発言があったように、この車両の変更等については、認可の継続の対象に含まれるのでしょうか。この、認可継続の条件がございますけれども、それは4ドアセダンとして条件の中に国としては含まれると考えてもいいのでしょうか。

波床会長 市役所がそう考えていても国が違うかもしれないという指摘ですね。

窪園副会長 私も長いこと直接は関わっていないのですが、ここで合意した内容が、今度業者が決まり、許可する際の条件になりますので、協議を整えていないのは、それは駄目ということです。セダン型タクシーという表現で協議が整っていて、実際は、セダン型ではない違うタクシーを仕様書に書いてあったら、協議内容と違うんじゃないかという話になってはいけませんので、セダン型タクシーという表現が6ページと12ページに記載があるのですが、この書き方をこの場で変えていただくよう、事務局から提案してほしいです。ここでセダン型タクシーと書く必要はなく、たとえば、定員4人の乗用車というんですか、そういう表現をこの場で決めていただいて合意する形にしないとイケないですね。そこを少し、事務局にお願いしたいです。

石井委員 そういうことですね。認可が変わる。

事務局（山下）そういう形でセダン型タクシーではなくて、乗車定員4名というタクシーということで…。

波床会長 今日ここで、許可の条件の確認をするというのが必要なので、訂正があるならば、何ページの何行目の文字をこう加筆してくださいとか、こう添削してくださいとはっきり言わないと、何となく会議が終わるとするのはまずいです。

本田委員 大阪運輸支局です。おっしゃっているのはジャパントクシーのことをおっしゃっていると思うのです。すみません乗車定員が4人だったか、5人だ

ったか今私記憶がありません。許認可上の車の区別ですが、普通のセダンかUDかという区別ないんです、私の中で。なので、タクシー車両とかそういうくくりでもいいのかなという気もします。乗車定員うんぬんということが、逆にどうということなのかな。ジャンボというハイエースだったり9人10人乗れるような車とかもあるのですが、そういうものではないよと。形の載せ方であれば別にクラウンでもジャパントクシーでもどちらでもいけるかなという気もするのですが。

井田委員 タクシーの車両のことで議論になっているわけなんですけれども、確かにセダン型といったら私ら業界のものとしては、こういう箱型のものをセダン型と一般的に言っているの、ちょっとUD車両とは若干イメージと違うのですが、そこを先ほど支局からおっしゃったように、タクシー車両というような形にするか、何かつけるのであれば、ジャンボもあるし大型もあるしということもあるし、その辺が誤解を招くということであれば、たまたま大阪の場合は、小型も中型もなくなって普通車という呼び方をしますの、そこに普通車と書き入れるか、そういうのでいいのはいかという気がしますが。

波床会長 というご提案がありましたが、そういう書き方で大丈夫ですか。

本田委員 問題ないです。

波床会長 という委員からのご提案及び国土交通省からの大丈夫じゃないかというご意見を頂いて、事務局どう変更されますか。

事務局（山下） 22ページの「次期契約内容での運行内容」についてという所が、今回承認頂こうというページになりまして。これの使用車両に「セダン型タクシー（乗車定員4人）」というのを「普通車」という表現に。乗車定員4名。定員いらぬ。普通車という表現にさせて頂けたらどうか。

波床会長 では、資料の変更内容の確認をします。22ページの「次期契約での運行内容」についてのページの「使用車両」の3行書いてあるうちの、12ページ及び22ページの、「使用車両」の欄3行書いてまして2行目、「セダン型タクシー（乗車定員4人）」を「普通車」に置き換える。

井田委員 「運賃区分普通車」。

波床会長 12ページ及び22ページの使用車両の部分、「使用車両」の欄3行書いてあるうちの「セダン型タクシー（乗車定員4人）」を削除しまして「運賃区分普通車」という風に変更する。という現場の提案ですが、そういう変更をしたいと思います。事務局お願いします。

事務局（休場）委員、会長ありがとうございます。先ほどもおっしゃって頂いたように今回我々が提示した案を12ページ22ページにつきましては、そういった変更でお願いしたいと思います。今、画面のほうに映させて頂いておりますが、4番目の「使用車両」の部分ですけれども、「運賃区分普通車」と今赤書きで示させているような形に変更をお願いしたいと思います。

波床会長 はい、どうもありがとうございます。他はいかがでしょうか。お気づきの点ご意見等々ございますか。

前川委員 大阪運輸支局です。停留所の追加について、一応情報として一つありまして、今国土交通省のほうで、バス停の安全性の確保というようなことで新聞報道とかでも危険なバス停とか出たりしています。その中でバス停設置について、信号機のない横断歩道もしくは交差点から 5m 以内にかかると、危険なバス停となりますよという指針が出されています。今回、見ていた中でバス停追加、松原市の分で 6m と書かれているので特段問題ないかと思えます。堺市さんも危険なバス停の検討会に土木部さんが入って頂いているので、重々お分かりいただいている事かと思えますが、現状すごく報道されていてかなりホットな話題ですので、今後停留所追加の時にはそういったことも踏まえて安全性の確保には十分努めて頂ければという一つのお願いと情報提供です。よろしくお願ひします。

事務局(山下) 情報ありがとうございます。まさしく松原市のバス停の資料を 6m と提示させて頂いているのは 5m 以上という関係でさせて頂いております。

波床会長 他はいかがでしょうか。

谷内委員 10 ページ目の資料ですが、事業の継続についてということで利用者数がどんどん伸びているということで大変素晴らしいことで定着していて良いサービスだなと思うのですが、利用者が増えているから必要という理屈でいきますと、今年度は多分利用者が減少していると思うんです。外出自粛もありましたし、外出自粛終わった後も先ほど石井委員がおっしゃれたみたいに、公共交通が 3 密になるということでちょっと避けているというケースというのも、他の交通手段に転換できる人が転換してしまっている可能性もあるかなと思います。そうなる利用者数だけで事業の継続というのを考えるのではなく、もう少し堺市民にとって公共交通がどれほど重要なものなのか、生活に必要なものであるという、そういったことの観点から事業の継続を決めた方がいいのかなという意見です。

波床会長 ありがとうございます。事務局いいですかご意見だそうです。先ほど石井委員のご意見の後半の議論をするのを忘れていましたすみません。3 密というキーワードを谷内委員から出されまして気が付いたんですけれども。タクシーの 3 密対策、タクシーというか今回乗合タクシーですけれども。というのはこれは次期事業者選定する際にはどこらへんに評価として入っていることになるのでしょうか。私からの質問という形になってしまいますけれどもいかがでしょうか。安全性ですか。

事務局(休場) 評価基準で出していますのは、ここでは大枠で 4 点あります。25 ページになります。評価項目についてということで「業務遂行能力」「運行の安全性確保及び緊急時の対応」「利用者の利便性向上」「事業費」になってございますが、ここで運行の安全性確保及び緊急時の対応というところで、実は評価の時には 2 つになっていまして、運行の安全性の確保ともう一つは事故等緊急時の対応という項目で、その中でコロナ対策について入れて行きたいと思っています。ですのでこの表でいうと 2 つ目の「運行の安全性の確保と緊急時の対応」の枠の中で入れて行きたいと考えています。

波床会長 ありがとうございます。次の春までは現行の事業者が事業を継続されるわけですが、現行の事業者のコロナ対策みたいなものは確か国の方で、支援のサポートの制度がいくつかあったんですけれども、それは事業者さんに市からお伝えして、何かやって頂いているとかそういうことはあるんでしょうか。私からの質問になりますが。

事務局(山下)まさしくタクシーの交通事業者対策という、今当課でタクシー応援事業という事業をやっておりまして、感染防止に関しては仕切りのシートですとか、消毒ですとかそういうことに関して補助をするということを10月1日から始めたところでございます。堺市内に会社があるタクシー会社さんにそういうことをするというのを取組んでいるところでございます。

事務局(休場)今回紹介のあった制度の前に、バス・タクシー事業者さんにヒアリングを行っておりまして、今こちらで運行頂いております第一タクシーさんについても、対策についてはやられているという確認はできております。

波床会長 ありがとうございます。新しい事業者さんに決まったらまたそういうサポートの方を事務局の方からお願いいたします。それから密室で見知らぬ人が30分なり、共にするのが不安だということをこういった事業にかかわらず良く聞くのですが、おそらくマスクを外して向かい合っちゃべらない限りはおそらく大丈夫でしょうという範囲で、私も医者ではないのでなんとも言えないところはあるんですけれども、もしも、マスクをして黙って座っているだけで感染するならば通勤電車で大変なことになっているはずですが、そこまではいってないので、黙って座っている分には大丈夫でしょうというレベルのコメントですけれども。ということになるのかと。他ございますか。

事務局(休場)先ほど石井委員からご質問にあった乗合タクシーの愛称という話なのですが、乗合タクシーという名前でも事業を展開している中で、今誤解を招くことはないという状況であります。しかしながら、コロナの関係でおっしゃるように密がどうなるかということがありうるかもしれませんので、そのあたりを運行状況を見ながら、検討したいなと思っています。

波床会長 ありがとうございます。

小原委員 連合大阪堺地区連合協議会の小原です。一つ確認なんですけど、先ほど12ページの「セダン型タクシー」を「運賃区分普通車」に変更するという内容だったと思うのですが、これは現運行内容のところを「セダン型タクシー」を「運賃区分普通車」に変えるのは制度的におかしいと思うんです。現運行内容を変えるというのは、これは去年の年度に決まったことであってそれを後出しじゃんけんに見えて仕方がないです。次期契約する時に、これを継続ではなくてここは変更しないと話としては筋が通らないと思うんですが、その辺はどうでしょうか。

波床会長 話はわかりました。そしたら更なる変更です。資料は12ページですね、22ページはそのままいいですね。次期契約での運行内容について、使用車両の2行目の変更はそのままにして、12ページは、現運行内容を変

更したらおかしいと。そのとおりです。現運行内容はそのままにしておいて、次期運行内容を継続のところをセダン型タクシーになっているところを、先ほどの「運賃区分普通車」に変えると。手続き的におかしいですね。確かに。はい、ではそういう風にしましょう。他はいかがでしょうかお気づきの点ありますでしょうか。大体ご意見は出尽くしましたか。そうしたら、このまま、お疲れ様でしたさようならというわけにはいかないのです。まだいろんな確認があるんです。

石井委員 19 ページですかね、新たに松原市の南新町の停留所をつくろうということで提案頂いているところなんですけれども、隣接市の同意が得られるということについては、得られる見込みはいかがでしょうか。

事務局(斉藤)こちらの方に関しましては既に松原市さんと協議をしまして、同意を得ております。

波床会長 その辺の行政はさすがです。他はいかがでしょうか。じゃあ、議論は大体して頂いたということで、変更箇所もありましたけれども、それではですね。協議が整ったという証明をしないとイケませんから、大事な部分を確認しますね。まず、資料 4-2 に基づいて確認していきます。乗合タクシーの停留所の追加及び一部ダイヤの変更についてということでまず、停留所の追加ですね。15 ページに 3 件書いてあって、16 ページには一つ目の南区の停留所の追加、土佐屋会館ですか。このあたりに追加すると。そして 17 ページ中区役所の所に追加すると。それから 18 ページ、19 ページあたりは、松原市になりますが、一件追加すると。以上 3 か所の停留所の追加、いかがでしょうかよろしいですか。よろしいですね。はい、ありがとうございます特にご意見が出なかったという事でこの会議で異議がなかったという風に扱って同意したということにさせて頂きます。それから 20 ページですね、ダイヤの変更をするということで、こういう風に案が出ておりますけれども、こういうことで次期の募集、事務局に確認ですが、このダイヤの変更というのは次期募集からですよ。今すぐじゃないですよ。

事務局(斉藤)次期募集の時からです。来年の 4 月 1 日からの運行に関してこういう風にするとということです。

波床会長 ですね。次期募集の条件としてダイヤの変更についていかがでしょうか。この案で募集してよろしいでしょうか。はい、特に意義は無いようですのでこの会議として同意に至ったということにさせて頂きたいと思えます。それから 4-3 について、先ほどの議論で変更が出ております。運行内容が書いてあるんですが、基本的には今までの運行内容を踏襲するんですが、先ほど議論でありました、停留所の追加を 3 件するとともにダイヤの変更を議論頂いて合意に至ってダイヤの変更もします。それから、使用車両の欄について 22 ページの資料に書いてある 3 行のうち 2 行目の「セダン型タクシー (乗客定員 4 人)」を「運賃区分普通車」に変えた上でこの会議で同意していただけますでしょうか。よろしいです

か。はい、では22ページ一部変更の上、この会議で合意に至ったとさせて頂きたいと思います。以上で確認しなければならない事項漏れてませんよね事務局。はい、ではそうしましたら重要な部分合意に至ったという事でこの先は事務局に手続き等々、手続きの前に事業者募集ですね、して頂きたいと思います。以上が議事の4ですね。議事の4まで到達しております。その他、特に議題としては書いておりませんが堺市域の地域公共交通に関する事全般的事等々、ご意見等ご発言頂けるものがありましたらお願いいたします。もちろん堺市外のことでも、堺市に関わることでしたらご発言頂いて結構ですがいかがでしょうか。

石井委員

度々すみません。直接今は導入されていないのですが、燃料電池バス、堺市においても環境エネルギー課さんの方で2回ほどトヨタ自動車さんのSORAでしたっけ大型バスによる市民参加、公募で試乗会が行われたんです。私は2回両方とも参加させて頂いたんです。せっかく燃料電池バスという現物がありまして、将来的にも水素燃料ですので、脱石油ということもありますし、東京都交通局と同じく東京なんですけど京浜急行電鉄さんが導入されておられるんですよね。だから、堺市においても色んな道路条件とかあると思うのですが、できれば導入に向けて検討していただくと、堺市の場合は世界遺産もありますので、世界遺産のまちであり、古墳等は今は木々に覆われておりますので、そういう自然を守るという点でも路線を限定した上で、導入可能ではないかと期待しているところです。よろしくご検討していただけたらありがたいです。

波床会長

ありがとうございます。公共交通のエネルギー源を環境にやさしいものへという動きはどこに聞いたらいいのですかね。とりあえず事務局に聞いて、事業者さんに聞いて、国土交通省さんに聞きましょうかね。よろしくお願いいたします。

事務局(休場)堺市としましても環境問題については様々な分野で取り組んでいるところがございます。水素の関係につきましてもステーションであるとか、事業者とどう連携するかというところが他部局、関係部局でも取り組んでいるところがございます。その中で公共交通の環境への貢献は大きい部分だと思っておりますので、その辺は他の環境対策も含めてご意見として賜っておきたいと思っております。

波床会長

ありがとうございます。突然こっちから振って申し訳ありませんけれども。バス協会の藤本委員いかがでしょうか。バス事業者としての環境への取組です。

藤本委員

環境と人にやさしいバスの導入については、個々の事業者で基本的に検討していただくこととなりますが、バス協会としましてもバス協会独自の補助金等、そういう人にやさしい低床バスであったり環境に優れたバスの導入について補助を与えているところです。今後もそういうことは継続して行っていきたいと考えております。

波床会長

ありがとうございます。また振って申し訳ありませんけれども、国とし

てそういった事への取組というのはいかがでしょうか。

本田委員 国土交通省の方でもそういう環境にやさしい車であるとかそういったものに対しての補助はメニューの中であるんですけども、すみません、燃料電池バスが入っていたかどうかというのはちょっと私記憶にないんですが、それは確認しておきます。ただ、おっしゃったお話は大事なことです。国土交通省としてもそういう環境にやさしい車に対する支援というのは、行っていくということでございます。

波床会長 またそれぞれ積極的によろしく願いいたします。この際、ご発言他にございませんでしょうか。堺の交通に関する事等々、よろしいでしょうか。特にご発言ありませんようですので、以上を持ちまして本日の議事すべて終了することにいたします。それでは事務局にお返しします。

事務局（山下） 次回の会議ですが、日程等につきましては、改めてご案内させていただきますのでよろしく願いいたします。これを持ちまして第26回堺市地域公共交通会議を終了します。本日はどうもありがとうございました。

以上